

東京都子供・子育て会議（第6回）  
計画策定・推進部会（第11回）  
合同会議

平成28年4月27日（水曜日）  
東京都庁第一本庁舎 北側42階 特別会議室A

開 会

午後 6 時 0 2 分

子供・子育て計画担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第 6 回東京都子供・子育て会議 第 1 1 回計画策定・推進部会」を開催いたしたいと思います。

本日は、皆様お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本会議の書記を務めます福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当の園尾でございます。4 月 1 日付人事異動により着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、2 月の東京都子供・子育て会議におきまして、4 月に計画策定・推進部会を開催する予定と申し上げましたが、幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正について御検討いただきたいため、2 月に引き続き全体会議と計画策定・推進部会の合同会議とさせていただきます。あわせて、東京都子供・子育て会議幼保連携型認定こども園部会の専門委員にもオブザーバーとして御参加いただいております。失礼いたしまして、着席して進めさせていただきます。

それでは、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。資料の 1 枚目に、配付資料の一覧を記載してございます。

資料 1 から 5 までの資料と、参考資料 1 から 4 を御用意しております。資料の不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

続きまして、会議委員の御紹介をさせていただきます。御所属等の変更があった委員を紹介させていただきます。資料 1 をご覧ください。

柴崎副会長が、大妻女子大学家政学部教授、子ども総合研究所所長から東京家政大学子ども学部教授に御所属がかわられています。

福田委員が、東京商工会議所産業政策第二部副部長から担当部長になられております。

松原副会長が、明治学院大学社会学部教授副学長から学長になられております。

文京区の林部長にかわり、椎名部長に専門委員に御就任いただいております。

三鷹市の宮崎委員が、子ども政策部調整担当部長から子ども政策部長になられております。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出欠状況ですが、岸井委員、柴崎委員、成澤委員、松田委員は所用により御欠席でございます。

また、冒頭にも申し上げましたが、東京都子供・子育て会議幼保連携型認定こども園部会の朝比奈専門委員、久保専門委員、町田専門委員、山本専門委員にオブザーバーとして御出席いただいております。

内野委員、正木専門委員、久保専門委員、椎名専門委員は遅れて到着するとの御連絡

を受けております。

全体会議 29名中 22名の御出席をいただいております、定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

次に東京都の出席者でございますが、資料2の事務局名簿を御覧ください。

4月1日付の人事異動により、福祉保健局理事、少子高齢化対策担当を兼務いたします福祉保健局次長、砥出欣典です。一言、御挨拶申し上げます。

福祉保健局次長 皆様、お忙しい中、遅い時間にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

私、4月1日付の人事異動で福祉保健局の少子高齢化対策担当理事ということで次長と兼務となりました福祉保健局次長の砥出でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は福祉保健局、生活文化局、それから教育庁、3局集まっているんですけども、代表いたしまして私のほうから御挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様には昨年の12月の委員就任以来、子供・子育て会議及び計画策定・推進部会、幼保連携型認定こども園部会などで活発に御議論いただき、まことにありがとうございます。心から御礼申し上げます。

さて、今年度は子供・子育て支援新制度の本格施行2年目でございます、また、東京都子供・子育て支援総合計画の計画2年目を迎えたところでございます。皆様、御案内のとおり、児童を取りまく環境は依然として大変厳しいものとなっております、国においても今後出されます一億総活躍社会プランの策定等、新たな施策が検討されているところでございます。

私どもも引き続き、東京都子供・子育て支援総合計画の趣旨でございます、子供を安心して産み、育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成に取り組んでまいりたいと考えております。引き続き、都の子供・子育て支援施策のさらなる充実に向けて、委員の皆様方から貴重な御意見、御提言を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

子供・子育て計画担当課長 そのほか、人事異動により交代した者を御紹介いたします。

本会議の幹事長を務めます福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長の横手でございます。

子供・子育て施策推進担当部長 横手です。よろしくお願い申し上げます。

子供・子育て計画担当課長 幹事の福祉保健局少子社会対策部長、松山でございます。

少子社会対策部長 松山です。よろしくお願い申し上げます。

子供・子育て計画担当課長 書記、関係者につきましては、資料2の事務局名簿の配付をもちまして紹介とさせていただきます。

なお、本会議は公開で行いますため、本日も傍聴の方、また報道関係の方も入られておりますこと、それから配付資料、議事録については後日ホームページで公開しますことを申し添えます。

それでは、この後の議事進行は柏女会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

柏女会長 それでは、皆さんこんばんは。年度初めの慌ただしい時期にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございました。少し遅い時間になっておりますけれども、お許しを賜りたいと思います。

ここからの進行は、私のほうで務めさせていただきたいと思います。先ほど事務局からお話がありましたように、今日は大きく2つの議題がございます。1つ目は「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正について」、2つ目は「東京都子供・子育て支援総合計画の中間評価に向けた評価指標案について」ということとなります。これは先月、2月1日の会議で委員からいただきました御意見をを受けて現在、事務局のほうで編集中の今後の方向性ということで提示をさせていただきたいと思います。

最初の議事が幼保連携型認定こども園の基準の改正についてということですが、同様に過日、東京都の児童福祉審議会において、保育所における児童福祉施設の設備及び基準の改正についての審議が行われました。いわばその幼保連携型認定こども園版ということになるかと思えます。大事な点も含まれておりますので、ぜひ貴重な御意見を賜ることができればと思います。

それでは、まず事務局のほうから説明をしていただいて、ちょっと複雑な改正になるかとも思いますので、資料説明が長くなるかもしれませんが、議論の時間もしっかりとりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうからお願いいたします。

保育支援課長 保育支援課長の富山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座して失礼させていただきます。

それでは早速ですが、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正について」、御説明差し上げたいと思います。資料につきましては、資料3-1から3-4、あとは参考1、参考2、参考3という形で添付させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、検討事項の内容を御説明する前に、幼保連携型認定こども園に関します規則改正につきまして、本来であれば東京都子供・子育て会議の幼保連携型認定こども園部会を開催させていただくところですが、こちらを開催せずに子供・子育て会議に諮らせていただく理由について御説明差し上げたいと思います。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、これの改正省令につきましては、平成28年3月31日に公布され、4月1日に施行されました。

改正の内容につきましては、待機児童対策における保育の担い手の確保という喫緊の課題に対応するものでございまして、都としても早急に対応する必要があると考えており、この場で御議論いただきたく諮らせていただくこととしました。

なお、本日御検討いただく内容につきましては、事前に幼保連携型認定こども園部会の委員の皆様へ御説明させていただいていることを御報告いたします。

それでは早速ですが、基準の改正につきまして資料3-1から3-4によって改正に至る国の動き、保育所における改正の内容、東京都の改正案や職員配置のイメージなどを交えて御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料3-1を御覧ください。「国の動き」ですが、待機児童対策として保育の受け皿拡大を進めている中で、保育の担い手の確保が非常に大きな課題となっております。そうした状況の中で、国は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改正し、本年4月1日に施行、保育所等における保育士の配置要件について特例が設けられたところでございます。

幼保連携型認定こども園の保育教諭においても、保育士資格を有するものが必要となりますので、保育所等と同様の措置がとれるように、国が「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を改正する省令を本年3月31日に公布、4月1日に施行いたしました。

改正省令の概要を、枠の中に記載してございます。保育教諭の配置基準につきまして、からまで4点の改正が行われました。

は、「朝夕等の園児が少数となる時間帯等における職員配置に係る特例」でございまして。朝夕の時間帯に園児が登園・降園する過程で、園児に対して必要な保育教諭の数が1名の場合、従前では保育教諭2名の配置が必要であったところを、改正後は保育教諭1名、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者1名の配置が可能となりました。

続きまして、は「小学校教諭及び養護教諭活用に係る特例」でございまして。小学校教諭、養護教諭の免許を有する者を保育教諭にかえて置くことが可能となりました。ただし、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育には従事できないこととなっております。

でございます。「幼保連携型認定こども園における教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例」でございまして。一定の要件のもと、保育教諭を知事が認める者にかえて置くことが可能となりました。ただし、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育には従事できません。

一定の要件については下のほうに記載してございますが、認可上必要な人数以上に職員を確保する必要がある場合に、認可上必要な人数を超えている部分についてのみ知事が認める者を配置できることとなっております。

でございます。前述の「及び」の特例を適用する場合における職員配置」です。

、の特例が適用された職員は、各時間帯において必要となる職員の3分の1まで配置できることとなっております。以上が、国の改正省令の概要でございます。

続きまして、資料3-2を御覧ください。若干復習的な意味も込めまして、今回の幼保連携型認定こども園に先んじて対応いたしました、保育所等における保育士の配置の特例につきまして東京都の対応、改正の概要などに触れたいと思います。

保育所等の保育士につきましては、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正を受けまして、平成28年3月10日の東京都児童福祉審議会第3回本委員会で改正案を諮問、御意見をいただきました。審議会でもいただいた御意見につきましては、4点にまとめさせていただいております。

1つ目が、あくまでも緊急的・時限的な措置として、保育の質を落とさないという前提のもとに特例を認めること。

2つ目が、みなし保育士以外の保育士を常勤とすること。

3つ目が、幼稚園教諭、小学校教諭による保育対象児童の年齢に一定の原則を設けること。

4つ目が、知事が認める者に関する「十分な経験」の要件を明確にすること。

このような御意見を踏まえまして、東京都の条例、施行規則を改正いたしました。

改正の概要を、枠の中に記載しております。左側が、「規則で規定した内容」でございます。この部分は、国の改正の内容と同様の規定ぶりとなっております。右側が、「要綱で規定した内容」でございます。ここで審議会からいただいた御意見を反映しております。

の「幼稚園教諭、小学校教諭による保育対象児童の年齢の原則」につきましては、原則として小学校教諭の保育は5歳以上児、幼稚園教諭の保育は3歳以上児を対象とするように規定し、の「みなし保育士以外の保育士の雇用形態」につきましては、みなし保育士以外の保育士については常勤とすることとしております。また、の「知事が認める者に関する要件」に関しましては、知事が認める者について「a」で記してありますが、「児童福祉施設等において継続して1年以上（月平均80時間以上）乳幼児の直接処遇を経験した者」、「b」として「家庭的保育者」、「c」として「子育て支援員研修修了者であり、施設長及び設置者代表者が保育者としての能力を確認した上で適当と認める者」としております。

東京都は、保育所等の保育士の配置基準についてこのような改正をいたしました。国の基準と同様としながらも、審議会での御意見を盛り込んだ改正内容とさせていただいております。

続きまして、資料3-3を御覧ください。冒頭で触れましたが、幼保連携型認定こども園につきましても保育士の資格を有する保育教諭がいますので、国の幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置についても基準の改正を行いました。基準について、改正前と改正後を比較したものでございます。左側が「改正前」、右側が「改正後」、

下に「職員配置のイメージ」を記載しております。

改正前は、本則では「幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた保育教諭」を配置することとなっておりますが、平成32年3月31日までの経過措置として「幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭」の配置を可能としております。

改正後は、中段に記載した内容の特例が追加されております。追加された特例についてですが、は朝夕等の園児が少数となる時間帯等における職員配置に係る特例、は小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例、は幼保連携型認定こども園における教育及び保育の実施に当たり、必要となる職員配置に係る特例、で前述の及びの特例を適用する場合における職員配置となっております。詳しくは、先ほど資料3-1で御説明させていただいたとおりとなっております。

下のほうの「職員配置のイメージ」を御覧ください。改正前は、「幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭」を10割配置する必要がございました。右側にいきまして、改正後は小学校教諭等や知事が認める者、いわゆるみなし保育士につきまして3分の1以下であれば配置が可能となりましたので、残りの3分の2が「幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭」ということになります。

続きまして、資料3-4を御覧ください。ここまでの内容を踏まえまして、東京都の改正案について御説明いたします。構成は資料3-3と同様でございまして、左側に「現行」の規則、右側に「改正案」、下に「職員配置のイメージ」を記載してあります。

東京都においても国と同様、本則では「幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた保育教諭」の配置が必要でございますが、経過措置として平成32年3月31日までは「幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭」の配置が可能となっております。

ただし、以下の網掛け部分において、東京都独自の基準として規定されているものがございます。

1つ目が、「学級担任は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする」こと。

2つ目が、「教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員は、六割以上の者が登録を受けた常勤の職員とする」こと。

3つ目が、「満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員とする」こと。以上が、現行の基準でございます。

右側にいきまして、「改正案」でございます。その中段の中ほどにありますのが、今回の改正案で追加する特例となります。追加する特例は国の改正内容と同様、朝夕等の園児が少数となる時間帯等における職員配置に係る特例、小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例、最後に及びの特例を適用する場合における職員配置としております。

下段の「職員配置のイメージ」を御覧ください。1段目の「教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員」ですが、改正前は先ほどのただし書きの2つ目にありま  
すとおり、「保育士登録を受けた常勤の職員」を6割以上配置する必要があり、残りの  
4割が「幼稚園教諭免許状を有し、又は、保育士登録を受けた保育教諭」の配置となっ  
ているところ、改正後につきましては「保育士登録を受けた常勤の職員」が6割以上、  
小学校教諭や知事が認める者が合計で3分の1以下、残りが「幼稚園免許状を有し、又  
は、保育士登録を受けた保育教諭」ということになります。

2段目の「満三歳未満の園児に従事する職員」ですが、改正前は「保育士登録を受け  
た職員」が10割配置となっております。改正後は、小学校教諭等や知事が認める者が  
合計で3分の1以下、保育士登録を受けた常勤の職員が3分の2以上となります。

「保育士登録を受けた職員」から「保育士登録を受けた常勤の職員」となってござい  
ますのは、保育所等における職員配置においてみなし保育士以外の保育士は常勤と規定  
したことにあわせてのものでございまして、保育所の基準と同様、規則ではなく要綱で規  
定していきたいと考えております。

また、この資料には記載してございませんが、朝夕等の園児が少数となる時間帯等  
における職員配置に係る特例につきましても、保育所等と同様に適用し、保育教諭1名、  
知事が認める者1名の配置で可としたいと考えております。

最後になりますが、知事が認める者の要件についてでございます。資料3-4の一番  
下に記載させていただいております。若干、見づらい形で恐縮です。これも、保育所等  
と同様の内容としております。

まず1つ目が、「児童福祉法で定める児童福祉施設等で継続して、1年以上、乳幼児  
の直接処遇を担当した経験を有する者（継続して勤務した期間中の勤務実績は少なくと  
も月平均80時間以上）」、 で「児童福祉法で定める家庭的保育者」、 におきまし  
て「子育て支援員研修事業実施要綱に基づく子育て支援員研修のうち、地域型保育の研  
修を修了した者であり、施設長及び設置者代表者が保育者としての能力を確認した上で  
適当と認める者」としたいと考えております。

以上の内容を知事が認める者の要件とし、6割の常勤規定と同様、要綱に定めたいと  
考えております。

私からの説明は、以上になります。

柏女会長 事務局のほうから説明がありましたけれども、参考3はよろしいのでしょ  
うか。

保育支援課長 失礼しました。

参考3につきましては、先般の児童福祉審議会の第3回本委員会のほうでもお示し  
した資料でございますが、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正」、こち  
らは保育所等における保育士の特例を設けていく規定の中において御説明させていた  
だいたものでございます。

国の動きとしまして簡単ではございますが、まず国のほうは当初、平成25年度から29年度までの5か年における整備目標につきまして当初40万人だったところ、拡大目標として50万人分という形で整備目標量を拡大させていく。

そういった中で、整備を進めていく中にありまして、保育士の確保が大きな課題ということでございまして、その中で国としましては整備目標数を確保していくための必要な保育士数、約6.9万人を確保するために、保育士試験の年2回化を初めとするさまざまな確保策を展開し、取組について検討してきたということになっております。

一方、そういった中で整備目標量の積み増し、10万人に対応していくための保育士がさらに2万人必要となったところでございますが、そういった中であっても保育士の有効求人倍率は全国では2倍近く、都内におきましては平成27年12月1日時点では6倍にも至るという状況の中で、保育士以外の活用策を検討したという検討会を設置した上で国が検討してきたところでございます。

その中で、国のほうからこの検討会の中で出てきた取りまとめということで参考3の1ページ目になりますが、  
、  
、  
先ほどの保育所に関する基準の改正の内容に一致してきますけれども、1つ目としては年齢基準で算定した職員数が1名となる時間帯の保育士配置要件の緩和。2つ目が、特例を設け幼稚園教諭や小学校教諭も活用。3つ目が、保育士資格を有しない一定の者の活用ということについて示されたところでございます。

これを受けまして、保育所の保育士の配置基準に関する改正省令の改正が公布されたところでございまして、これは先ほど御説明したところでございます。

資料3の3ページ目から4ページ目が、国の改正の概要と都の保育所の保育士に関する特例の改正の概要でございます。こちらのほうにつきましても、先ほど御説明申し上げたところでございます。

また、それを実際にどういったイメージで配置イメージとなるかというところを御説明申し上げているのが4ページになりまして、児童定員数75人で0～4歳児以上をこういった児童定員数で割り振っている園につきまして、実際に職員の基準配置がどういうふうになってくるかということの説明しております。この75人定員で当てはめますと、基準職員数は右の一番上の表になりますが、それぞれの年齢に応じた基準職員数を算定しますと8人以上となります。

ただ、この75人を11時間開所という形で想定しますと、8人がいればいいということではなくて、5ページ目の資料を御覧いただきますと、こちらがその75人定員を13時間開所で開催した場合のある日の登園状況を想定でつくったものでございます。これで想定していきますと、実際は保育士がローテーション勤務ということで14名必要になってくる形になります。

そうすると、先ほどの改正概要からいきますと、まず知事が認める者の上限は75人定員で8人の基準人数が必要なところ、13時間勤務、13時間開所において実際は1

4名の職員に勤務してもらわなければいけないということで、その14人から8人を引いた6人が知事が認める者の上限でございます。いわゆる8人は保育士である必要があるんですけども、そこを超えたところは知事が特に認めた者でも大丈夫というふうな形での上限規定となっております。

ただし、もう一方でその時間ごとに考えた場合、みなし保育士の上限で、5ページ目の10時から17時のところを御覧いただくと、この10時から17時が全体としては75人のお子さんがその保育園の中にいらっしゃるという形で、この時間帯につきましても基準職員数としては8人いなければならないんですけども、このみなし保育士の上限の規定を適用しますと、この時間帯であっても最大の保育士数は3分の1以内ということになりますので、8人の3分の1以内ということでみなし保育士は最大で2名がその時間ごとに必要になってくるという規定となっております。

下が、そういったイメージを表に落とし込んだものでございます。雇用に必要な年齢別の基準職員数はまず8人必要になるのですが、その時間帯ごとに必要な職員数8人について保育士の資格を有する者と、みなし保育士につきましてもみなし保育士が最大2名ですので、残りの6人は保育士でなければならない。また、開所時間中に登園児童に対して配置すべき年齢別の基準職員数につきましても先ほどの規定のとおりということになっております。

また、朝夕の時間帯ですね。子供が少ない時間帯になります。こちらのほうは恐縮ですが、5ページをお開きいただきます。5ページの7時半、8時前の段階ですとか、18時半以降の時間帯、一番端の時間帯になるんですけども、ここの基準職員数を算定すると、保育士は基準上は1名でいいというふうな計算式が成り立つわけですが、そこは2名の配置が求められておまして、この2名のうち1名は保育士、もう一名は知事が適当と認める者の取り扱いも可能という形になっております。

こういったことを踏まえて都の条例の改正をしたところでございまして、この保育所の保育士に関する特例につきましても、今回幼保連携型認定こども園に関しましても、その保育の部分についてこの特例を適用していくという形で整理をさせていただきます。以上でございます。

柏女会長 ありがとうございます。

それでは、今、事務局のほうからこの基準の改正について説明をいただきました。説明の内容について御質問、あるいは御意見のある方はぜひ挙手をお願いしたいと思います。30分ぐらい時間がとれるかと思っておりますので、ぜひ御意見など頂戴できればと思います。どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

では、清原委員お願いいたします。

清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。東京都市長会から推薦されて出ております。

ただいまの基準の改正について意見を申し上げる前に、最近経験したことを皆様に御

報告させていただきます。

私は、4月18日に開催されました厚生労働大臣と全国で待機児童が100人以上いる市区町長との緊急対策会議に出席をいたしました。23区の区長さん、そして26市の市長さん、たくさん出席をされまして、それだけ東京都に100人以上の待機児が多いということが明確になりました。その際に発言したことを3点に絞って申し上げてから、意見を申し上げます。

まず、私が申し上げました1点目は、今、ワークライフバランス、働き方改革ということが大変重要視されています。そこで育児休業を取得した後に保育園へ申し込むことができるように、1、2歳児の枠の拡充を図ることが求められています。それと同時に、企業等におかれましても育児休業の積極的な取得を促すことや、育児休業後の企業内保育の充実や子育て支援など、企業の取組についても中小企業に対する支援も含めて重要であると申し上げました。これについては江東区長さんも同様の発言をされまして、やはり都市部の市長、区長としては、育児休業の重要性というものも再確認したところです。

さて、育児休業中の親子を含めまして、一時預かりなど、在宅子育て支援についても保育園等は取り組んでいます。そうしたことやひろば事業など、これも総合的に保育園に期待されている事業でもありますので、待機児解消という視点だけではなくて、在宅子育て支援の機能も保育士等には期待されているということも重要なことだと思います。

2点目に申し上げましたのも、今回の御報告でも量的拡充だけではなくて「保育の質の確保」ということが重要であると、東京都の児童福祉審議会でも御議論がなされました。三鷹市でも保育のガイドラインを遵守して、公設民営保育園でも、もちろん公立保育園でも、認証保育園でもそれを共有しながら、「保育の質の確保」ということを考えてまいりました。どちらかといえば待機児解消という量的拡充が目立ってしまいましたが、どのように保育の質の確保と両輪で進めていくかということが重要であるという発言をしました。

3点目に申し上げましたのが、国が進める待機児童解消政策というのは市区町村の基礎自治体の声を反映していただきたいということと、もう一つは例えば処遇改善とか、そういうことは容易にできるかのように言われるのですが、私たちとしては国がしっかりと「財源確保」していただかないと、保育士の処遇改善についても裏づけがないということで、予算の確保をお願いいたしました。

そういうことを申し上げた立場で申し上げますと、今回の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正につきましては、国の待機児童解消に向けた緊急対策会議の議論とも大変関係があると受けとめています。

そこで、本日資料3-2で児童福祉審議会の意見として4点が示され、それに沿って今回の基準の改正が進められたということは、私たち現場の立場と大変思いが一致して

おります。すなわち、あくまでも緊急的、時限的な措置として、保育の質を落とさないという前提のもとに特例を認めるという立ち位置です。

ただ、この「当分の間」というのがどのぐらいの期間なのかというのは結構重要でございまして、平成32年3月31日までの経過措置であったり、資料3-4の附則の2では「当分の間」とあるわけですが、当分の間がどのぐらいなのかということについては私たちも実態をよく把握しながらきちんと示していかなければいけない時間軸だと思えます。

2点目に、「一定の明確な原則要件を設けることが重要である」ということで、特に「知事が認める者に関する要件」について細かく例示をしています。この内容につきましては、私はまさに当分の間であればこうした知事が認める要件でよろしいかと思うのですけれども、特に最近の報道で乳児のうつ伏せ死の事例など、保育事故が起こりますと、市民の皆様からは不安の声も寄せられています。基準の緩和というものが保育士の労働環境にも影響を与え、何よりも子供たちの環境に影響を与えるということを考えての、この知事が認める者に関する要件の精査だったと思えます。

私たちとしてはこれでよろしいかと思うのですけれども、やはり何よりも命の現場でございまして、基準の緩和というふうに捉えるのではなくて、今後も保育士、あるいはみなし保育士について東京都にお願いしたいのは、キャリアアップ事業でありますとか保育サービス推進事業、あるいは保育力強化事業、さらには今年度から保育士宿舎借上げ支援事業などということで、総合的に保育士の質の向上と人員確保のために取り組んでいってほしいことを共に進めていただきたいと思います。

すなわち、これでみなし保育士が確保されたと考えるのではなくて、みなし保育士の方でもいい質を持っていらっしゃる方もおられるわけですから、ぜひこのような知事が認める者に関する要件の皆様も含めて、研修機会の保障や現場での課題の解決に向けた具体的支援について、東京都におかれましては環境整備をしていただくという方向で、この改正については一定程度進めていただくことによって量的拡充と質的確保の両立ができるのではないかと期待しているところです。

繰り返しになりますが、質の確保というのは容易ではありません。ただ、資格の面だけで質の確保ができるものでもありませんので、現場での課題をよりよく解決できるような仕組みも含めて、この基準の改正をフォローアップしていくことを提案したいと思います。以上です。ありがとうございます。

柏女会長 ありがとうございます。基準の緩和と考えず、緊急時限的な措置としてこれは認めるとしても、その一方で本丸のところは充実をしてほしいという御意見だったかと思えます。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

では、柘澤委員お願いいたします。

柘澤委員 関連して今の意見に付随する形になるんですけれども、一定の原則を設けることという形になった中で、原則論の部分として3-2で「原則として、小学校教諭の

保育は5歳以上児、幼稚園教諭の保育は3歳以上児を対象とする」というような形になっていて、あくまでもその時限的な部分のところと、この「原則として」という部分のところ、言葉尻を捉えるわけではないのですが、例えば資料3-4の「職員配置のイメージ」の一番下の「満3歳未満の園児の保育に直接従事する職員」のところ、原則論としては小学校教諭の保育は5歳以上児という形になりながらも、ここで小学校教諭等も出てきてしまっているという形になると、一般の人が読んでいくときに、これは原則という形になってはいながらも、ここのところでいくと原則が取り払われているんじゃないかというような思いにもなりかねないので、きちんとした形のコンセンサスというか、確認はとっておきたいというところです。

柏女会長 ありがとうございます。この、「原則として」という用語については、児童福祉審議会のほうでも議論がありました。都としての考え方について御説明していただいてよろしいでしょうか。

計画課長 では、私のほうから申し上げます。

3月まで保育支援課長をやっておりましたけれども、3月10日に御議論いただいたときに私のほうから説明をいたしました。ここは先生方に非常に議論していただいたところで、当時は保育所によっていろいろ保育のグループの形態に違いがある。3、4、5合同で一緒に保育するというような形態がある。そういったものにもフレキシブルに対応できるような要素が必要なんじゃないかということで、基本というか、原則はこの小学校教諭については小学校との橋渡し役も期待されるところもあるので、5歳とした。それで、3歳以上のところは幼稚園教諭の皆さんのノウハウもより活用できるのではないかと。

ただし、それは個々の実情の中で少しフレキシブルに対応できる要素は残しておこうということで、今回それを踏まえまして原則ということで表現をさせていただいたところでございます。それは、今回幼保連携型認定こども園の考え方にも適用していこうということでございます。

柏女会長 柘澤委員、よろしいでしょうか。

柘澤委員 その辺は縦割りの部分でいいかと思うんですけれども、ここの未満児という部分ですね。3歳未満児、いわゆる3歳以上児という形になったときの3、4、5歳児縦割り保育といった場合の小学校の先生の力というのは、ある程度は可能性もあるかと思うんですけれども、3歳未満の園児の保育に直接従事する職員の中でここのところにも小学校教諭等という形が入ってきているとすると、一般の方が読んだときにこの原則という部分がどうなんだろうという疑問を持たれるのではないかという意見です。

柏女会長 いかがでしょうか。

では、内野委員お願いします。

内野委員 今の柘澤委員の御指摘は、原則を守っているのは保育所に関してのことですね。

柘澤委員 結局、同じ形になってしまっていますので。

内野委員 そうですね。西尾計画課長にちょっと確認したいんですけども、幼保連携型認定こども園の基準については「原則として」という書き込みは入れないわけですね。今、資料3 - 4に御提示いただいているところに「原則として」という書き方はしていないという認識で私は説明を聞いていたのですが。

幼保連携型認定こども園です。今までの保育所関連のことについてはもう決定済みのことでそれはいいのですが、そうではなくて今回のこの議案に載っている幼保連携型認定こども園の基準については原則というふうどこかに書いてございますか。

計画課長 失礼いたしました。おっしゃるとおりで、今回は資料に原則ということはつけておりませんで、1つ、3月10日の議論ではいろいろな御意見を踏まえて認可保育所は原則ということで、今回についてはそのところも含めてまさに御議論をいただいた上で、それでまた考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

柏女会長 ということは、内野委員の場合は「原則として」というのは今回、幼保連携型認定こども園の基準については入れないほうがいいという御意見でもよろしいでしょうか。

内野委員 現在、入っていない資料を拝見しているので、もし「原則として」ということを入れるのであれば、そういう資料をもう一度御用意いただきたい。

柏女会長 前回、児童福祉審議会のときもたしか入っていなかったんです。それが委員の意見でここは入れたほうがいいんじゃないかということになったので、ここで議論をしていこうということです。

内野委員 そういうことであれば、私どもは原則というのは入れるべきではないということですが。

柏女会長 わかりました。柘澤委員はいかがでしょうか。

柘澤委員 私は、ちょっと懸念をされる可能性があるのかなと思います。

柏女会長 わかりました。では、そういう意見だということで東京都のほうでも捉えておいていただければと思います。

では、小俣委員お願いします。

小俣委員 私は私立保育園で11年間保育士をしていましたが、保育士不足ということから緩和されるということでとても懸念を抱いています。保育士学校を出て保育士実習をして勉強した方々と、ここでは施設長及び設置代表者の責任が重くなると捉えておりますし、そこで代表者が保育者としての能力を確認した上でということでは、やはり実習期間を設けるのでしょうか。

私たちは、先ほどつどいの広場のことがありましたが、つどいの広場のアドバイザーになるにも1カ月の実習期間を設けているんです。保育者として、保育士としてなるということはそれなりの実習期間を考えておられるのかということを知りたいのと、家庭的保育者というのは家庭的保育者として家庭的保育事業に携わっていた者ということ

なのか、家庭的保育者の補助者もその対象なのかということをお聞きしたいと思います。

あとは、保育士不足なのですが、うちは認可外保育所をやっていますけれども、全ての者が登録保育士で8名が登録保育士としてやっています。それは結婚して子育てをしてからなっている者なのです。保育士の処遇が悪いので常勤として務めたくはないが保育士資格を持っている方々がとても周りに多いです。そのことも考えていただきたいと思っています。

柏女会長 ありがとうございます。今の御意見は、知事が認める者に対する要件の東京都から出ている原案について家庭的保育者、これは家庭的保育者に補助者は入っていないので補助者は入れないということが東京都の案だと思うのですが、それは補助者も入れるということではないですね。

小俣委員 ないです。保育者で東京都の場合、家庭的保育者は保育士資格を持っている人がやっているのです、その経験年数とか関係なく、家庭的保育事業に何年間携わっていると、そういうことが関係あるのかないのか。家庭的保育事業を実際に過去にやっていた人という意味なのですか。

柏女会長 家庭的保育者であればいいという東京都の案ですけれども、これに実務経験を含めるか否かということ、それから支援の子育て支援員の研修修了者であって、その方に実務経験も認められたほうがいいのではないかという御意見ということによろしいでしょうか。

これについて、都の御意見はいかがでしょうか。

保育支援課長 家庭的保育者に関しましては、この規定のとおり補助者ということではなくて家庭的保育者という規定でいかせていただきたいと考えております。

あとは、実習期間については実態として保育士資格を持って登録された方も当然一緒だとは思いますが、実際の一般的な職場でも、職場に就職して入ってから一定の研修期間というか、保育所であれば実習に近いところがあると思うのですが、そちらについては施設の運用上の問題にもなってきますので、明確にそのようにしなさいという規定は、規則や要綱のほうにそこまで要件としてがっちり規定するのはなかなか難しいかとは思っておりますが、国のほうの通知の中にも今回一定の要件を設けていくような人たちについては十分な研修の機会ですとか、そういった人たちが保育士の資格を取得できるような取り組みを行うということは国のほうからも規定されております。

そういう意味においては、若干規定の中でそういった部分はなかなか盛り込みづらいところではあるのですが、一般的にそういった実習期間についてもその施設の対応に応じて必要になってくることについてはこちらとしても認識はしております。

柏女会長 小俣委員よろしいでしょうか。

小俣委員 はい。

柏女会長 ありがとうございます。それでは、ほかにはいかがでしょうか。

では、濱崎委員お願いします。

濱崎委員 まず1の件で私の実体験から申し上げますと、朝、うちの子は認可外の保育園に預けたのですが、その初日にうちの子ではなく預けに行った先でほかの子が扉に手を挟んでそのままにされて、その保育士さんがほかの先生に預けて早急に冷やすこともせず、そのまま置かれていた状況を拝見したことがありました。やはり登園下校のときには事故が起こりやすいので、しっかりした知識を持った保育士さんに対応していただきたいのが保護者の意見です。私はその日以降、うちの子をその保育園に預けることができなくなってしまいました。そういうことがありまして、事故が起こりやすいところに保育士の人数を減らすということはあまりやってほしくないというのが保護者の意見です。

2番の小学校教諭の話なのですが、今、小学校の先生も少ない状況で仕事も逼迫しております。私の友人が偶然なのですが、先日シャッターの事故がありました横浜のほうに赴任しております、その先生方の状況を見ましても、1年生の先生たちは給食まで一度もトイレに行けない状況です。そのような状況の環境の先生たちです。子供というのは目が離せない状況において、先ほどから先生方も申し上げますとおり家庭的保育者、やはり経験だけではなく研修なしで入られても保護者としては不安点をたくさん持ってしまって、逆に預けづらくなる体制になってしまいますので、その部分ではしっかりと研修をしていただきたいと思います。

また、資料3-4の都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有する者ということで、の「児童福祉法で定める児童福祉施設等で継続して、1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者」に関しては、直近の経験ではなくても認められるということになってしまいますか。この点では、10年も間があいてしまった方がいきなり保育をやってくださいといわれてもやはり体制は整っていないと思いますので、その分でも改めて研修をしていただいて再発行など対応していただきたいと思います。以上です。

柏女会長 ありがとうございます。御意見を頂戴いたしました。今のことについては、例えば家庭的保育者というのはお話があったように10年前であったとしてもそれはすぐに認めるという形でもよろしいのでしょうか。国のほうでのQ & Aなどで、特に何か出ていませんか。

計画課長 インターバルがすごくあいた方の登用等につきましては、資料3-4の下に、  
、  
、  
というところで、1年以上経験を有する者とか子育て支援員とかありますが、その3つについてそれぞれ「施設長及び設置者代表者が保育者としての能力を確認した上で」ということがありまして、これが私どもは非常に重要になってくると思っております。

ここで、経験等も含めて能力があると責任ある方が認定するというハードルを越えて来ていただける方というように考えておりまして、例えばそこで10年間インターバルがある方にいきなりということはどうなのかというところで、設置者の方にしっかりと

見極めていただくといったハードルは考えてございます。

柏女会長 わかりました。ありがとうございます。それでは、要綱等でこれらを規定するという事ですので、その中で例えば実務経験を勘案するとか、あるいは期間が10年ほどたっているような場合には実務研修を行った上で入っていただくとか、そうしたことを具体的に記載していただいて対応するという事によろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

では、小野関委員と、それから田口委員お願いいたします。

小野関委員 東京都小学校PTA協議会の小野関です。

小学校教諭という部分で言葉が出てきていますし、小学校の教諭とは人一倍接している面と、私は自分の家庭でも共働き世帯で子供が生まれてから離職した妻が全く子供を預けることができず、何年間も保育所を探し回ったという経験もありますので、まず人の確保は非常に大切だと思っているのですけれども、保護者として求めているのは改正前の保育の能力のある人の10割というのがあくまでも正しい形であって、今回小学校教諭等と入っていることについては特例で今、必要な手段ということでやはり必要なことではあるので賛成ではあるのですけれども、心配なのは先ほど間があいた人たちに対しての実務経験という話が出ましたが、小学校の教諭をしているからといって、しかも1年生の担任をしたからといって経験があるかと言われると、それは全く違うと思っています。

保育の現場において役に立つかどうかという点とまたそれも違いますし、授業が終わった時間から子供が預かる場所が小学校内にあれば、その先生のほうが保育という技術の面でははるかに上ですし、そういった実務経験の部分においては小学教諭で1年生の担任を持っているからといっても即戦力になるかと言うとすごく保護者として心配ですし、また学校現場を見ているので抵抗があります。

また、少子化ということで子供は確かに減ってはいますけれども、安全面、防災面ですね。本当に子供の安全教育面だけでなく、地震とかもあったので防災面でも教員にかかってくる負担がどんどん倍増している状況下において、名前だけ登録されるようなことが絶対にあってはいけないと思いますので、さっき話題に出ていた研修体制とか、そういったところは小学校教諭であっても必要だと保護者としては思います。

そういったことにおいてなのですけれども、誰でもいいから保育の現場に来てほしいというふうにやってしまうと、本当にどうしようもなくなってしまうので、その中の一つとして小学校教諭という経験がある方には一定の範囲としてはいいと思いますけれども、先ほども話題に出ていましたが、この改正後のところで心配なのは、3分の1以下のところに小学校教諭とかが入っていればもういいのだと、改正後のここが当たり前の形には絶対になってほしくないと思います。

そういった面で、あくまでも特例なのだということでの安全面の確保ですね。今、議論が出ていてちょうどいい機会だったので、やはり小学校の現場としても小学校教諭だ

ったら大丈夫だとみなされてはいけないということを発言させていただきました。  
柏女会長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、田口委員お願いいたします。

田口委員 家庭的保育者の会の田口と申します。

先ほどから家庭的保育のことが出ているのでその辺も含めてなのですが、まず私は大変申しわけありません。こども園については勉強不足ですので、全然違う質問になるかもしれないのですが、まず幼稚園教諭の免許状を有しているというので担任は幼稚園教諭普通免許を有する者と書いてありますが、0、1、2歳のことに関しての特化したお話になってしまうので担任になるかどうかといところはわからないのですが、先ほどから出ている家庭的保育者というのはあくまでも0、1、2歳に関してはプロですと言えるのですけれども、3歳以上については経験している方もいれば、保育園で経験していない者もいるというあたりで、ここに条件として書いてあるとき、そういう中で0、1、2歳だったら十分ここでいいですねと太鼓判を押せるのですが、担任とかの割り振りがどうなるかというところの質問です。

それから、先ほどから出ているようにすごく疑問なのは、みなし保育士などが入ってきたときももとの保育士さんの責任の所在がどうなるのかということです。例えば、2人保育士がいるときに何かあれば2人が同等の責任になると思うのですが、そこに保育士は1人、みなし保育士が1人の状況で常時いる施設になってしまったとき、先ほどおっしゃられた事故とか何かがあったときに全部の責任が1人しかいない保育士ですよとなると本末転倒で、保育士のほうがやめてしまうのではないかという危惧はすごくあるんです。

自分が保育士として勤めていた経験もあるのですが、同じ時間で見ている者は2人です。ただし、1人は保育士で1人は違います。何かありました。全部保育士の責任です。そこでやらなければいけない業務も全て保育士の責任ですとなくなったら、みなし保育士だけが残って実際に保育士をやる人がもうやりません、私はやめます、みなし保育士だけでいいですという形になって、本来欲しい保育士が逆に減ってしまうのではないかと。自分がもしそうだったらという立場で、この形では疑問だというのが1点です。

それから、先ほどから出ている家庭的保育者について、32年になるかはどうかはわからないのですが、ここには32年までの期間限定と書いてありまして、今の国のほうの新制度にかわった移行期間というのが家庭的保育者とかはやはり同じ時期なのですね。そうすると、例えば逆であれば家庭的保育者が国制度に移り切らなかったときに31年で自分の保育室は給食はやりません。こういう形になったので、国の新制度の家庭的保育者には移行しないので、こども園とかにお手伝いする形に自分が変わりたいという人は出てくると思うのですが、現行で待機児童が多い中で家庭的保育者をしている、目いっぱい働いている人がこういう枠に入っているけれども実際問題勤める人はい

ないので、数として何の役にも立たないのではないかと。

また、もしいたとしても4月の1か月だけ子供が入らなかったのでは手伝いますとか、そういうことになってしまうとメンバーを組んだり、いろいろする設置責任者の責任だけがふえてしまって、実際仕事ができる人はいないのではないかと。

こういうところで、逆に家庭的保育者が書いてあることがすごく疑問というか、全体の保育の待機児童というものをどういうふうに捉えて入れていらっしゃるのかということが質問というか、疑問の一つであります。以上です。

柏女会長 それでは、担任の意味とみなし保育士ということの意味、責任も含めて事務局のほうから説明していただけますか。

保育支援課長 家庭的保育者の方と今回の幼保連携型認定こども園は、形としてはいわゆる保育時間というものと教育時間というものがオーバーラップする時間があります。

13時間開所している中で教育時間は、3歳から5歳のいわゆる幼稚園の年齢のお子さんについては2号認定でも1号認定のお子さんと同様のいわゆる共通時間というふうに持ちまして、そこで学級編制をして、そこで受ける教育というのは、この教育の時間については一学級当たり幼稚園教諭の免許を持っている方が1人、学級担任としてつかなければいけないとなっています。

ただ、そうは言っても0歳から2歳のお子さんについては3歳以上のお子さんがその教育時間に入っても保育の時間になりますので、これはあくまでも想定なのですけれども、家庭的保育者の方がその時間に入っているときには、恐らく0歳から2歳のほうの保育にかかわっていくような形になるのではないかと。シフトの組み方とか、いろいろ出てくるとは思うのですけれども、教育時間については幼稚園教諭と補助者的な方がいらっしゃると思うのですが、もう一つの側面として保育時間に関する役割として家庭的保育者の方がそこに携わってくる可能性がある形になると想定されます。

あとはみなし保育士さん、ここで言うとみなし保育教諭ということになると思うのですが、ここで入ってきた場合のいわゆる責任の所在ということに関しては、そもそも事故ということが1人の保育士さんの責任ということではなくて、そこで起こった事故ということに関しては施設全体として捉えていくことになると思いますので、例えば保育士さんとみなし保育士さんが一緒にいて、そのときに起こった事故は全て保育士さんがかぶるということはこちらとしては想定していませんけれども、仮にそういった事故が起こるようなリスクがあるようなところは、例えばそのリスク回避のための研修時間ですとか、そういったものをつくっていただけるような、受けていただけるような研修についても東京都としては持っておりますし、そういった部分で質のほうを極力担保していきたいと考えています。

責任としては、みなし保育士さんであっても、ここでは特例でいわゆる保育士の業務に携わることができるというふうに施設長とか設置者責任者が認めた者ということでございますので、能力的には最初に入ったばかりのときから100%ということはない

かもしれないのですけれども、やはり一定の経験を保育所の中で重ねていく中で保育士さんとスキルの的には一緒になってくるかとは考えております。

あともう一点、いわゆる家庭的保育者の方が今回の経過措置として32年の3月31日までの期間の中で保育士の確保というところになかなかつかないのではないかと思いますけれども、この量的拡大を進めていく中でやはりそれだけの保育士のスキルを持った方がどうしても必要になってくるというふうないわゆる国レベルの緊急事態の中であって、そういった能力を能力として活用できる可能性が高いという方を規定の中で、いわゆる経過措置ですね。

今回のこの経過措置は32年の3月31日ということではなくて、こちらのほうとしてもいつまでというのはなかなか国のことなので言えないのですが、当分の間ということですので、必ずそういった人を確保しなさいということよりは、それぞれの保育園がその人材を採用していく中で、保育士さんですとか保育教諭の資格に該当するような方だけが何とかちゃんと確保できればいいのですけれども、仮にそういったことがなかった場合に保育士なり保育教諭と同等のスキル、ちゃんと訓練を積んだ上でそういったスキルがあると施設長が認めるという条件を付した中で、保育士と同じような仕事をしてもいいですよということに足るだけの資格としてこの家庭的保育者というものを乗せておまして、皆が家庭的保育者を確保しなければいけないということではありませんので、そこら辺を御理解いただけるとありがたいと思います。

柏女会長 内野委員、お願いします。

内野委員 議論が、既に決まっている保育所のレギュレーションの話とちょっと混同されているような気がいたします。貴重な時間ですし、幼保連携型認定こども園のレギュレーションを決めることがこの会議ですので、ちょっと整理をしていただければと思います。

柏女会長 ほかはいかがでしょうか。

では、樋口委員お願いします。

樋口委員 児童発達支援センターをやっておりますめばえ学園の樋口と申します。

私は、保育士のステータスというか、専門性をどう守っていくかということが懸念されるのですが、人材の確保が難しいという中で、先ほど出ています研修の内容に関しては講義的なものではなくてやはり実務的な実地研修といたしますか、そういった研修の内容というものをかなり考えた上でやっていったほうがいいという意見です。

柏女会長 ありがとうございます。とても貴重な御意見ではないかと思えます。幼保連携型保育園の基準について、ほかにはいかがでしょうか。

では、安念委員お願いします。

安念委員 教えていただきたいのですが、参考3の5ページに仮想のシフト表がありますね。これは児童福祉施設だからとりあえずは保育所ですが、しかし、基本は認定こども園の場合もこのようになる。

このようになるということの意味は、3分の1以下要件というのは延べ勤務時間とか、そういうことではなくて、開園している時間の1時間ごとのコマの全てについて満たさなければいけないという考え方なのですか。

保育支援課長 そのとおりです。認定こども園の場合は、勤務の形が先ほど申し上げました保育と教育という2階層になっていて、本来であればそのようなシフトも皆様にお示しできるとよかったです。それをつくると本当に複雑なものになってしまいます。

ただ、今回のこの規定の趣旨としましては幼保連携型ではあるのですが、あくまでも保育の部分にかかる規定が主立っているのので、職員全体の配置の中で3分の1を基準どおり時間ごとに守りなさいという趣旨になります。

安念委員 そこで、実際にはこれ以上に簡単には少なくともならないということですねつまり、そんな複雑なシフトを日時で毎日つくっていくということが本当に現場で可能なのですか。私は経験がないので知らないだけで、意外に今までだって常勤要件とかいろいろあったわけだから結構組めるんですというのなら結構なのですが、何かすごく複雑なんじゃないかと心配になったものですかから伺ったんです。

柏女会長 いかがでしょうか。

保育支援課長 現実には、かなり大変な作業になると思います。

私ごとですけれども、私も昨年まで児童養護施設の施設長をやっていたので、そこはまさにローテーション勤務で保育所のように8時間を組み合わせながら、セットアップしながら組み合わせていくということだけではなく、時間帯による基準の人数というのがかなり大きく変わるような仕組みになっていまして、毎日の勤務シフトというのをつくっていくのは、毎日毎日をその前日につくるということではなく、おおよそ1カ月分をシフト表にプロットしていくという作業になりまして、これは実務的にはかなり大変な作業だと思います。

安念委員 ありがとうございます。

柏女会長 同様の意見は児童福祉審議会でも出ておりまして、これについて市町村が本当にできるのだろうか。都はしっかりそれを監査できるのだろうかということが話題にはなりましたが、できるだけそうしていくという都の意見でございました。報告だけしておきます。ほかはいかがでしょう。

では、小山委員お願いします。

小山委員 認定こども園を行っている小山です。

今、本当に保育士不足は深刻で、ただ、ここに書いてあるように保育園が多くなったおかげで分散化しているんですね。子供の数が朝夕はかなり少なくなっていることと、一時保育も今までのよう多くはなくなっているんです。

その中で、このような保育士以外の方が入ってこられて、ただ、専門性が全くないわけではなくてある程度の資格を有した者が限定されているので、ぜひこれは取り入れていただかないと保育士不足で保育園ができない、あるいはこども園ができないという状

況になってしまう。

現状では、一時保育とかひろば事業、これは保育士がいないので今までやっていただけでも今年からやめますという保育園が結構出てきているんです。そういうところも踏まえて、子育て支援にかかわる者に対して幅広くやっていただけることと、今日、実は面接をしたんです。その中で、養護教諭が来たんです。養護教諭の職は学校の限られた場所しかないので、本当に資格は取ったけれども職がないという方が相当多いんです。その人たちの職の機会を与えていただける絶好のチャンスが恵まれてきたということがあって、その人たちも看護師にかなり近い仕事ができる専門性を有しています。

ですから、ぜひこの機会にと思いますが、ただ、期間限定といわれてしまうと雇用をどうするか。期間職員になってしまうので、32年になったら申しわけないけれどやめてくださいということとはできないので、できれば継続できるようにしていただきたい。

それから、施設長も内部研修をしっかりとやると思うんです。ですから、そこら辺は施設長に任せていただいて、今後この活用をうまく利用したことをやっていかないと、東京の今の実態はかなり深刻だと思うので、ぜひこの制度をできるだけ長く、ここで終わりというものでないような方法を考えて、研修もそういう人たちを中心に、資格がある人まで研修を受けなければいけないような、学童などもそうなのですが、そうすると時間は短くていいというよりも資格がない人を優先にさせていただいて、できるだけ研修を受ける機会を与えていただいて、そういう人がより多く働ける職場で専門性に近いものを築いていただきたいと思うので、ぜひ研修の機会もできればもう少し枠を広げていただきたいと思います。以上です。

柏女会長 ありがとうございます。かなり多くの意見を頂戴いたしました。大分時間も押しておりますけれども、ほかはよろしいでしょうか。

では、野村委員お願いいたします。

野村委員 私も今お話が出た意見に大変同感でございます。保育の現場を余り詳しく存じ上げていなく大変生意気な意見で恐縮ですが、もちろん質の担保が大前提ということは承知しておりますけれども、やはり緊急事態で少し柔軟な運用ができることを認めていかないと、この保育士不足の緊急事態は乗り切れないのではないかと感じております。

先ほど、「原則として」というのはいかなものかという御意見もございましたが、ただ、3歳から5歳の合同保育をやっていらっしゃるような施設にとっては、それも認められるということはかなり柔軟な運用ができるということでもありますので、「原則として」という言葉があってもよろしいのではないかと思いますし、「職員配置のイメージ」はイメージですので、そのような形で提示するということには問題ないのではないかと考えております。以上です。

柏女会長 ありがとうございます。その他の御意見は、大体よろしいですか。

では、小俣委員お願いいたします。

小俣委員 最後に済みませんが、先ほどから出ているように施設長の権限というか、責任が重くなるということですのでけれども、多分私が見ている限り施設長の方にもいろいろあってその基準というものが違っていると思うので、施設長の研修というものもぜひやっていただきたいと思います。

柏女会長 ありがとうございます。

それでは、いろいろな御意見を頂戴いたしました。ただ、あくまでも緊急時限的な措置として保育の質を落とさないという前提のもとに、特例としてこの東京都の案を認めるということによろしいですか。その上で幾つも御意見がございましたので、それらを踏まえて繰り返しはしませんけれども、要綱のほうにしっかりと落とし込んでいただくという形にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

柏女会長 ありがとうございます。それでは、議題の1についてはそのようにさせていただきます。

続きまして、議題の2に移らせていただきます。東京都子供・子育て会議の評価に関する意見と方向性の案について事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

子供・子育て計画担当課長 私から説明させていただきます。

東京都子供・子育て会議における評価に関する意見と方向性案について、御説明いたします。

去る2月1日の東京都子供・子育て会議では、本日の会議資料の参考4で添付させていただいている評価指標、アウトカム案を委員の皆様にご覧いただきまして、評価指標のほか、事業そのもの等につきましてもさまざまな御意見を賜ったところでございます。

また、2月いっぱいを目処といたしまして会議後も御意見を受け付けさせていただき、お1人の委員から意見を頂戴いたしました。改めてお礼を申し上げます。

今回の、資料4につきましては、委員の皆様からいただいたさまざまな御意見のうち、評価指標、アウトカムに関しての御意見を抽出、集約させていただき、その御意見を今後どのように活用させていただくか、方向性を記したいわば途中経過を御報告させていただくものでございます。本日は、この方向性について御意見をいただければと思います。順番に、御説明いたします。

まず、1ページ目は評価の全般的な項目について御意見をまとめました。

項番1は、評価の全体的な手法について参考となる事例を御教示いただいたものです。御意見を活用させていただき、の基礎的な評価としては経年的な統計データを利用していきたいと考えております。

また、の満足度調査について、福祉保健局で実施しております福祉保健基礎調査により、都民の方の満足度を調査したいと考えております。

の少数意見や特定事業の利用者の意見を伺う手法としましては、第三者評価等の利

用を含め、引き続き検討させていただきたいと考えております。

項番 2 は、教育、福祉サービスについてニーズの想定が正確だったのか、見直す必要があるという御意見でした。今年度以降、検証してまいりたいと考えております。

項番 3 は、資料解釈についての御意見です。例として挙げていただいた在宅支援サービスについて申しますと、必要だと思える在宅支援サービス、例えば緊急時に預かってくれるサービス、リフレッシュを目的として預かってくれるサービスといった複数の選択肢の中に、必要だと思える在宅支援サービスはないという選択肢を設定することによって、回答者が在宅支援サービスを必要としているのかどうか、意図を正確に把握できるようにしたいと考えています。

資料解釈については、ほかにも多数御意見をいただきました。回答者の意図をできるだけ正確に把握できるよう、設問を検討していきたいと考えています。

項番 4 は、新規事業と評価についての御意見でした。計画期間が 5 年ございますので、計画期間中の新規事業については東京都子供・子育て支援総合計画の包含事業として位置づけるか検討し、事業実績を評価していきたいと考えております。

項番 5 は、子育て支援施設等を利用されない方の状況をどのように把握するかについての御意見です。中間評価において活用したいと考えております福祉保健局基礎調査は、東京都内に居住する小学生までの子供を養育する世帯で、住民基本台帳から無作為に抽出した世帯 4,800 世帯と、同じく東京都内に居住する 20 歳未満の子供を養育するひとり親世帯 1,200 世帯、合計 6,000 世帯を住民基本台帳から無作為に抽出して調査対象とし、アンケート調査させていただいております。そのため、子育て支援施設を利用されない方の御意見も伺えるものとなっております。

なお、平成 24 年度に実施した際のアンケートの回収率は、約 7 割となっております。

項番 6 は、子供の人数の理想と現実の差も一つの指標になるのではないかという御意見でした。子供の理想数について社会の意識を示す参考資料として、厚生労働白書に記載されている資料を利用したいと考えております。この調査の実施機関である国立社会保障・人口問題研究所に、東京都分を切り出せるか確認しましたが、統計としての信頼性を保つために一定の母数を確保せねばならないため、単位としては関東が最小となっており、東京都分は切り出せないとのことでした。その点は、御容赦いただきたいと考えております。

項番 7 は、合計特殊出生率や出生数との相関も参考資料としてとるのがよいという御意見でした。社会全体の状況を示す資料として、合計特殊出生率や出生数を参考資料としたいと考えております。

2 枚目に移ります。2 ページ目は、評価の個別的な項目についての御意見をまとめました。

項番 8 は、在宅支援サービスの認知度が低いのではないかという御意見でした。福祉保健基礎調査の中で認知度を調査できるような項目を検討し、そもそも認知されている

のか、いないのかを把握した上で、さらにサービスが必要とされているのか、そうでないのか、背景を把握できるようにしたいと考えております。

項番 9 は、東京都内での地域差についての御意見です。地域差についての御意見も、多くの委員からいただきました。調査の回答結果につきましては、統計としての信頼性を保つために一定の母数を確保しなければならないため、単位としては東部、西部等の地域別になるかと考えておりますが、そういった地域別のデータをお示しできるよう検討してまいりたいと考えております。

項番 10 は、会議後にいただいた御意見です。アンケートの回答者が、幼児教育の質をどう捉えているか聞くことが重要だという御意見でした。福祉保健基礎調査の中で、設問項目を検討させていただきたいと考えております。

項番 11 は、保護者の意見を幅広く吸い上げられるようなアンケートをつくってほしいという御意見でした。福祉保健基礎調査の中で自由回答欄を設けるなど、保護者の方の意見を伺えるようにしていきたいと思っております。

項番 12 は、児童相談所の人数増加を資料として入れられるのがよいという御意見でした。児童相談所の人員の増加を事業実績、アウトプットに掲載したいと思っております。

項番 13 は、ひとり親家庭での子供の進学率も指標になり得るかもしれないという御意見でした。国による調査の中に、ひとり親家庭での子供の進学についての項目がありますが、現状では東京都分の結果を切り出すことができない状況です。

項番 14 は、男女の総労働時間を指標に加えてはどうかという御意見でした。社会全体の状況を示す参考資料として、男性と女性の総労働時間の増減の推移を把握したいと考えております。総労働時間は、パートタイム労働者の比率や景気動向による所定内・所定外労働時間にも影響されますので、これらも合わせて留意したいと考えております。

3 ページ目に移ります。3 ページ目は、そのほか代表的な御意見を記載させていただきました。簡単に御紹介させていただきます。

1 つ目は、統計データ等の今後の変化が東京都子供・子育て支援総合計画の実施の影響のみによる変化ではあるとは限らないため、大きな要因の中での評価であるということをお忘れずに、全体の流れのスケジュールの中に社会的な状況の変化等を参考にできるようにすることが必要という御意見でした。

2 つ目は、子供へのアンケートについての御意見でした。

3 つ目は、評価を次にどう生かしていくかを踏まえながら指標をつくっていければよいという御意見でした。

4 つ目は、区市町村と都道府県の計画の整合性を図って連携する必要性があるという御意見でした。

5 つ目は、市民の声を拾っていく必要があるという御意見でした。

ここに記載させていただいた御意見のほか、恐縮ながら資料 4 に掲載させていただけなかった御意見につきましても、引き続き参考とさせていただきたいと考えております。

いただいた御意見を参考とさせていただき、引き続き評価指標、アウトカムをブラッシュアップしてまいりたいと考えております。

以上、資料4について御説明させていただきました。

柏女会長 ありがとうございます。

前回の皆様方からいただいた御意見を踏まえて、その主なものについて東京都としてその一つ一つの御意見についての方向性を出していただきました。とても誠実な対応をしていただいて感謝を申し上げたいと思います。

次回に評価のことについては本格的な議論をすることになっておりまして、今日は中間報告をしていただいた上で、それについての御意見があればということで議題を設定させていただいております。何かございましたら、ぜひお願いをしたいと思います。

では、清原委員お願いします。

清原委員 ありがとうございます。清原です。

今、会長がおっしゃいましたように、2月に私たちが申し上げました意見について本当に誠実に対応していただいて、まず感謝申し上げます。

私たちが、東京都子供・子育て会議における評価については、何よりも都民の視点、または子供の視点をどのくらい反映できるかということが重要だという問題意識を皆様お持ちだと思うのです。そのためにも量的拡充のアウトプットは事業実績等、ある程度数量的に把握できるわけですが、多くの委員の皆様が利用者満足度とか、あるいは意識とか、評価とか、そういうことを踏まえたアウトカムと表現されるものについて、大変注目をされて御意見が寄せられました。

そのことについて、今回資料の4においてはできる限りそのようなアウトカムを把握するためにどのような調査を利用できるのか、あるいはできないのか。そういうことまで、一定程度まとめていただいたと思います。

それで、大変重要なのは、私はかねても申し上げたと思うのですが、東京都が実施されている『福祉保健基礎調査』という大変多くの方を対象にした基礎調査において、この子供・子育て会議での視点をできる限り反映して取り組んでいただくという方向性が示されたことは大事だと思います。

2点目に、全般的な項目の4にありますように、新しい事業が加わっていくということについても包含事業として位置づけられるかどうかも検討されるというような方向性も支持したいと思います。例えば、今日の前半に議論させていただいたような、時限的なものだけでも保育士、あるいは保育士的な仕事ができる人（みなし保育士）を確保するというような基準の改正などが実態としてどのような効果を示していくかというのは、ひょっとしたら4の項目にも含まれているかもしれませんが、あるいは今、東京都も「ゆりかご・とうきょう事業」ということで、妊娠期から切れ目のない支援であります子育て支援包括センター機能なども、いよいよ本当にこれから始まっていくわけですから、かねてのものとこれからのものを比較するというような、かねての実績が乏し

いものにおいて、どのように評価していくかという課題も出ています。

そういう意味で、私たちがこれまでの会議の中で意見を出させていただいたものについて、できる限り前向きな方向性を、今日は示していただきましたので、次回予定されている会議でさらに深められていくことが望ましいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

柏女会長 ありがとうございます。ぜひそのような方向で今後も進めていただければと思います。ほかには何かございますでしょうか。

それでは、小俣委員お願いします。

小俣委員 意見を取り入れていただいてありがとうございました。

3番の必要だと思う在宅支援サービスのことなのですが、内容をいろいろな支援があることを列挙してくださるといことでとても感謝しています。その場合、自治体によってやはり差があるので、市の事業として取り組まれている在宅の支援については全て書いていただけるということになるのでしょうか。

柏女会長 事務局のほうで、何か今の御質問についてありますか。

子供・子育て計画担当課長 設問項目がふえると回答率に影響するところもございますので、全て盛り込むというのは困難ですが、回答者の意図をできるだけ正確に把握できるように設問を検討してまいります。

柏女会長 では、小俣委員、それを踏まえてどうぞ。

小俣委員 それにあわせてなのですが、やはり利用したことがない方や、自治体で在宅サービスが全然やられていない方は、寝耳に水でどういうサービスかわからないですから在宅支援サービスが必要でないとか答えようがないので、もしサービスの項目を入れるのであれば説明もつけてほしいと思います。

子供・子育て計画担当課長 検討させていただきます。

柏女会長 説明で、これはこういう事業だといったようなことは書いていただくといいかと思えます。

子供・子育て計画担当課長 了解いたしました。

柏女会長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

では、村上委員お願いします。

村上委員 この計画策定、それから2月1日以降に新たなというか、課題というのが3点あるかと思えます。それについて、少しお話をさせていただきます。

私どもの区議会議員と議論していますと、今、都立公園内に保育所を設けることが特区でできることになりましたけれども、これで言いたいのは都有地既存施設がもっとさらなる活用ができないかということなのです。

どういことかと言いますと、待機児童解消のために民間の賃貸物件を活用しているというのが多いかと思えます。ただ、今、湾岸地域はマンション等が建って人口が異常に伸びている中で、オリンピック・パラリンピックといったものを好機として、ビジネ

ス事業でそういった土地がどんどんなくなっている、高騰しているという面ですね。

それから、オリンピック・パラリンピックを控えて都有地、国有地もあるのですが、そこはまだ決まっていないから利用させないというような状況にあるということも聞いています。

そういった面も含めて、あとは都有地とか既存の施設も含めて空きマップが作成できればということです。それから、早期開設に向けて連携をきちんととっていくということが今、求められているのではないかとということが1点です。

それから、保育士の処遇ということで、私はずっと連合という労働者の代表ということでお話させていただきました。昨日の政府の会議でも2%上げる、今日は1万2,000とか、いろいろな数字が飛び交っています。それから、平均が26万8,000とか、これはボーナス一時金を含みますので、実質月収としては22万円ぐらいになるということでもありますので、この数字をきちんと捉えるということと、やはり月額給与を上げないと、1万2,000円上がったといっても月額給与は6,000円ぐらいしか上がっていない場合がある。そういった、せっかくお金を使っているのに効果的になっていないということ、そういった面も含めて月額給与の改善をきちんと見ていただきたい。

それから、一般の民間の企業は30歳ぐらいまでは生活給ということで、世間並みに上げていくわけですね。そこからは、経験とかキャリアとかスキルによってステップアップしていく。昨年もこの計画の中でキャリアの補助制度ができましたので、賃金を単純に上げるのではなくてきちんと資格とスキルを持った人の将来不安をなくすようにそのキャリア制度を活用していただきたいということです。

最後に、これは報道の中で聞いているだけですけれども、保育園の開設と地域住民の課題といったものが出ているかと思います。これも、防音壁を設けたりとか隔離したりするのではなくて、地域の住民の方々が心を開くような施策が必要ではないか。区市町村では、そういうノウハウがあるかどうかもわかりません。NHKではいいロールモデルも出ていましたけれども、そういうツールというか、取組というのは都でも必要ではないかと考えます。以上でございます。

柏女会長 ありがとうございます。前回、2月1日の議論以降の幾つかの課題、動向についてコメントを頂戴しました。これらも、評価の視点として考えていただければということであるかと思います。ありがとうございます。そのほかは、よろしいでしょうか。

では、野村委員、それから小俣委員ということでお願いします。

野村委員 まず、前回の声を丁寧に拾ってくださってありがとうございます。

全体的な項目1の ですが、満足度調査をアンケートで行うというところで、これは是非きめ細やかをお願いしたいと思います。というのは、今、待機児童問題は非常に大きな社会的な課題になっていまして、その待機児童の定義とは何かというような話にも

なっております。

その中で、言葉が適切かはわかりませんが、グレーゾーンといいますか、グレーゾンの声みたいなものを吸い上げて、それを分析するというようなことを念頭に置いていただくといいかと思っております。

ちょうど本日、私はあるヒアリング調査で、在宅で仕事をしているフリーランスの女性が保育所に入れなくて短時間保育でようやく預けることができた。それで、非常に満足はしているが、それによって仕事は3分の2ぐらいに絞らざるを得ず、収入もそのぐらいになった。ただ、子供を動かしたくないからずっとその状況を続けていく。

そのような状態ですと、非常にこぶしを振り上げてひどいじゃないかということではありませんが、結果的にささやかな一人の例ですけれども、労働力が3分の2になっているということもあります。本当に些細な事例ではありますが、そういうグレーゾーンのようなところの声もすくっていただけるような調査になるといいかと思っております。以上です。

柏女会長 ありがとうございます。参考にさせていただければと思います。

では、小俣委員お願いします。

小俣委員 今の方と同じような意見もありまして、あとは の第三者評価等の利用を含めて検討していくということなので、その検討したことを次回出していただけたらと思います。第三者評価は多分、福祉施設とか事業所で行われていて、やはり少数意見の利用者個人個人にその施設に入っていない方の意見とかはとても大事なので、その辺はどうやって利用者の声を調査するのかということをお聞かせいただければと思います。

柏女会長 今のことは、御質問ということによろしいですか。

小俣委員 はい。

柏女会長 今の点についていかがでしょうか。

子供・子育て計画担当課長 全体に共通することですが、福祉保健基礎調査の中で自由意見欄を設けることで少数意見やグレーゾンの意見も可能な限り吸い上げていきたいと考えており、その中で検討させていただきたいと思います。

柏女会長 よろしいでしょうか。全てにわたって幅広く、少数意見も吸い上げるとするのはなかなか難しいところではあるかと思えます。

中では子供の意見を聞くというのがありましたけれども、子供の意見を聞くだけではなくて少数者の方々、つまり福祉保健基礎調査などでは上がってこないの方々についてはグループインタビューを行うとか、そうした方向を併用していくような形を考えていくのが現実的かと思えますけれども、また検討していただければと思います。そのほか、よろしいでしょうか。

では、濱崎委員お願いします。

濱崎委員 私のほうでも今、在宅ワークのお母さんを53名ほど抱えて仕事をさせていただいております。その中で、2月の会議でアンケート調査の件を少しお母様方に聞いて

てみました。

というのも、私のほうが、自分がしていたアンケートが毎回4月ぐらいに児童調査と一遍に配られていて、仕事をしながらやっていたので、余り考えずに、ささっと回答して渡してということで、自分の意見がそれで吸い上げられて結果として出されているということに大変驚いてしまいました。

それに対して、本当に保護者の方たちが真剣にそのアンケートに取り組んでいるかどうかというのをお聞きした結果なのですが、やはり皆さん余りアンケートを重く考えてやっていなくて、ただ単によい、よいと書けばいいとか、そういうレベルなんです。それがまさか自分たちの意見で東京都の方たちが動いていらっしゃるということをお母様方はほとんど把握されていない状況なので、アンケートを出す際に一枚の紙でこのアンケート調査をお願いしますと子供渡しに出されるのではなくて、先生方からでもいいので、こういうアンケートは今後の課題につながりますのでぜひやってくださいと、その後の結果も含めて報告いただきたいと思います。以上です。よろしくをお願いします。柏女会長 ありがとうございます。調査の実施のときにしっかりとこの重要性を提起して、あわせて書いていただくというようなことも工夫していく必要があるかもしれません。ありがとうございます。ほかは、よろしいでしょうか。

では、田代委員どうぞ。

田代委員 東京都国立幼稚園・こども園長会会長の田代です。先ほどから待機児のことも含めて、文科省が待機児に幼稚園ももっと参画していくようにということも出ましたので、預かりや、それから東京都の方でもこども園化がますます進んでいくような現状もあります。先ほど、質と量のことが出ておりますが、今回のところでも今のお話もそうですし、実はうちの娘も今、待機児で、働きたいのだけれども待機児としての数なのですが、どこでもいいわけではない。預けるのであればこのようなところという親側の思いも持っているということも現状です。

その中で、今、待機児の定義をどうするかというお話もありましたし、保護者の意見としてただアンケートをとればよいというわけではないということも本当にそのとおりだと思います。また、次回に質のところではより意見を述べる機会があるかと思うのですが、その質の捉えということも、これこそ定義はどうするということはたくさん出てくるかと思うのですが、その意見がどう次につながっていくか、その他の意見のところ次にどう生かしていくかということ踏まえたアンケートのとり方、それをとった後にどう生かしていくかということ念頭に置いて次回を楽しみにしたいと思っていますので、よろしくお願いいいたします。

柏女会長 ありがとうございます。ほかは、よろしいでしょうか。

では、安念委員お願いします。

安念委員 事務局の御奮闘に大変敬意を表しますけれども、水を差すようで申し訳ないのですが、やはりプライオリティーというのがあるでしょう。例えば40万を50万に

するというのだけを見ても、はっきり言ってむちゃくちゃな目標ですね。

というのは、10万人もの新規キャパをつくるということは、全国で例えば100人の定員の園であれば、わずか数年の間に1,000園つくれと言っているわけでしょう。これは全くむちゃくちゃで、今は、保育の現場はもとより、役所の保育関係の部署もほとんど火事場だと思うのです。

そうした中で、そのキャパの拡大の仕事の傍ら、評価に十全の力を尽くしてやれるのか。それは、やればそれにこしたことはないのだが、無理ではないかと私は思っています。

そこで、まず第一に統計など使い回しのできるものとはにかくできるだけ既存のものを使って、自分で新たにやらないということが本当に大切だと思います。とにかくそんなに人手もお金もかけてはられない。キャパの拡大で目いっぱいなんですから、これはもうしょうがないと思います。

今日、事務局の皆さんも8時に終わるとしても、後片づけなどをしているうちに必ず10時くらいになってしまうんです。そのようなことを毎日やっているわけでしょう。自分はワークライフバランスも家庭内もわけがわからなくなっている人たちに、ワークライフバランスでやりましょうと言われても何だか実感のない話です。

要するに、何を言いたいのかというと、別に皆さんの肩を持つわけではないんだけど、霞ヶ関もここの新宿もそうですが、日本の役人の不思議なところは、やれと言われた仕事は結局やってしまうということなんです。それは立派に見えるけれども、資源配分としてはちょっと不合理だと思うので、できないことはできないとおっしゃるべきだと思います。

柏女会長 ありがとうございます。

ほかは、よろしいでしょうか。もう8時になろうかとしておりますので、またこの間も戻ってから意見を送っていただいた方もいらっしゃるようですので、何か7月に向けての御意見があればファックス等で送っていただくということをお願いをしたいと思います。それでは、今、出された御意見をぜひ今後の検討に生かしていただければと思います。

それでは、これで議事を終了させていただきますが、そのほかに何か委員のほうからございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から連絡が何かあればお願いをしたいと思います。

子供・子育て計画担当課長 本日は、各委員の皆様から貴重な御意見をいただきましてどうもありがとうございました。

最後に資料5、今後の検討スケジュール案を御説明いたします。評価指標に関しましては、次回改めて事務局最終案として御提案させていただき、評価指標などをまとめたと思います。

次回は、平成28年7月に第7回全体会議、第12回計画策定・推進部会を合同開催

させていただく予定でございます。スケジュールにつきましては、今回は7月までお示しさせていただきました。その後につきましては、改めて御連絡させていただきたいと思っております。

次に本日の資料ですが、資料集のパイプファイル及び子供・子育て支援総合計画の冊子については机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

本日の配付資料については、お持ち帰りいただいても構いませんが、机の上に置いたままにいただければ後日郵送させていただきます。よろしくようお願いいたします。

事務局からは、以上です。

柏女会長 それでは、今日の会議はこれで終了とさせていただきます。皆様方には、時間厳守に御協力いただきましてありがとうございました。お疲れ様でした。

閉 会

午後 8 時 0 0 分